

釜ヶ崎・顔づけ一暴行に対する抗議事件救援会

大阪市西成区萩之茶屋2-8-9 旅路の里 気付

嘆願署名がくわい密大おらがとびりおらおした

8月31日現在和田さん2926人、井上さん2880人の署名が集まりました。まだ届けていただけていない方は、9月下旬までにお願ひします。

6月末から始めました和田さんと井上さんの嘆願署名の一回目の集約を、8月31日におこない、現在三千人近い方の署名が集まっています。

裁判のほうのペースが少し遅くなっており、情状関係の証人尋問と証拠提出が10月以降になることから、また、署名を寄せていただくのが遅れている方々がまだかなりいることから、9月いっぱいを最終集約とし、10月始めに和田さん・井上さんそれぞれに弁護士に手渡したいと思ひます。お忙しい中、署名していただき、送り届けるなどしていただいたみなさんに、和田さん・井上さんに代わって厚くお礼を述べたいと思ひます。また、ふるさとの家、労働者伝道委員会の方々には、多大なお力ぞ

えをいただき、感謝しております。

釜ヶ崎のなかでは、朝の仕事の寄り場・職安の失業手当の支給時・「高齢日雇労働者の仕事と生活を勝ち取る会」がおこなっている三角公園での飲み出し時・盆の夏祭ふるさとの家など、釜ヶ崎労働者の幅広い層を対象に署名活動をおこない、約800名の署名をいただきました。

署名活動にあたる救援会のスタッフと活動日数の少なさという力量の小ささと、ひとり2枚の署名をしていただく複雑さによって、十分に署名を集めることができなかったことを反省しています。

署名でいただいた皆さんの支持を力にして、不当な判決を出させないために、さら

にがんばりたいと思ひます。

去年の7月3日に釜ヶ崎で起きた、人夫出し「業者」の求人用ワゴン車が燃やされた事件で逮捕され、「殺人未遂」で起訴されている和田末吉さんと井上一夫さんの裁判も一年を越えようとしています。

裁判は、和田さんと井上さんの逮捕された日が4ヶ月半異なるために別々の裁判になっていますが、双方の裁判とも、ヤケドを負った手配師と労働者1名の証人尋問が終わりました。和田さんの方は、さらに被告人尋問のうち、取り調べ状況については終わり、今後事件の事実関係についての被告人尋問をおこなった後、情状証人の証人尋問へと進みます。井上さんのほうは、前回8月24日の公判から被告人尋問に入っています。

裁判の過程で明らかになってきた事実はたくさんありますが、重要な点を整理すれば次の点です。

①事件の2日前に、井上さん達が「何で顔づけばかりするんや。みんなに仕事を廻せ」と、その手配師に抗議したところ、手配師の見ている前で逆に常

連の労働者数名に暴行を受けたので、口で抗議しても逆に暴行されると思った。労働者に口コツに顔づけし暴力を振うような手配師をクビにするには、車を燃やせばいいだろうと思って燃やした。

②手配師に対しては、少し痛めつけてやろうという気持ちだったが、殺そうという気はまったくなく、もう一人ヤケドをした労働者には危害を加えるつもりはなかった。「殺人未遂」は、二人を逮捕した西成署が、和田さんに対して「お前殺すつもりでやったんやろ」と言いながら暴行を加えたことに象徴されているように、暴行とオドシによって、また被疑者の言うことを取り合わず取り調べ警官の作文を押しつけることで、あきらめさせて無理やり認めさせた。デッチ上げであること。

③ヤケドを負った手配師も労働者も、「殺される」という緊迫感はずっと感じなかったこと。等々です。

判決は来年の年明けになるだろうと予想され、い

わゆる「一般刑事事件」としては1年半の長い裁判になります。真実を明らかにしていこうとする二

人の意志を支えて、不当な判決を出させないようにがんばりたいと思います。

自白調書の証拠採用可否の決定が延期

(8月31日・和田さん公判)

検察側、取り調べ警官を証人申請

8月31日の和田さんの公判は、この間行われてきた、警察・検察での取り調べ状況についての被告人尋問に基づいて、和田さんの「自白調書」を証拠として採用するか否かが決定されるはずでした。

しかし、検察側は、当日になって、和田さんの自白調書の作成に当たった、松本という西成署の警察官を証人として申請し、次回その証人尋問を行うとともに、採用の可否についてはその後となりました。

その原因は次のような点だと思えます。

①和田さんが、公判のなかで一貫して「殺意」を否認してがんばり、さらに逮捕された7月3日の当日西成署内で、警察官に「殺すつもりでやったんやろ」とどなられながら暴行を受けた事実を明らかにしたこと。

②暴行の事実について、同じ時期に西成署に留置されていた、留置所内のフロアで和田さんのケガを見た釜ヶ崎のある労働者が、その旨を書いた手紙を和田さんに出しており、その手紙が証拠採用されるとともに、検察側も反証できなかったこと。

③裁判官も、取り調べ状況に関心を示しており、「自白調書」が証拠採用されない可能性があると、検察側が危機感を持ったこと。

まだまだ油断はできませんが、被告人・弁護人・傍聴人が一体となった真実のための闘いが、確実に警察・検察の「見せしめのための『殺人未遂』のデッチ上げ」を暴き、追い詰めていることを表していると思います。

次回公判は特に重要です。多くの方の傍聴を!

☆☆釜ヶ崎労働者への署名活動を通して☆☆(事務局・沖野)

釜ヶ崎のなかで日雇労働者への署名活動を始めたのは、7月の終わり頃、4月からの仕事の端境期が終わりに近づき、梅雨の大雨の影響で遅れていた分の仕事、盆前ということであろうく少し出ていた頃でした。とはいっても、去年の同じ時期と比べても少なく、3、4年前と比べると半分でしかありません。それでも、労働者の表情は、春とくらべると少しは明るくなってきたかな、と感じながら署名への協力を呼びかけました。

スタッフの少なさもあって、三角公園での炊き出し以外では、署名用紙をもって廻ることはあまりできず、署名呼び掛けのチラシを配って、机のところへ署名してもらう形になりましたが、たくさんの人

が自分から机のところに来てくれ、前の人が署名している間後ろで待っている光景もよくありました。

「悪いのは手配師や。絶対助けたらなあかん」とよく言われる一方で、もちろん、「車を燃やしたら『殺人未遂』になって当たり前や」など否定的な声もありました。

釜ヶ崎労働者の多くが、二人の事件を自分のことのように思っていることを改めて感じ、うれしかった一方で、ふだん自分がやったこと以上の罪を着せられ、不当に重い刑を受けさせられていることによつて、「車を燃やす」殺人未遂」と思ってしまったざるを得ない状況を強いられている現実を、重く感じさせられた署名活動です。

9月28日(火)

井上さん公判——被告人尋問

10月5日(火)

和田さん公判——和田さんの「自白調書」を作

った西成署・松本警官の証人尋問

あさ10時、大阪地裁10004法廷
あさ10時、大阪地裁10004法廷